

会員各位

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
会 長 一 戸 隆 男

技能実習生の在留諸申請の取扱いについて
(新型コロナウイルス感染症に係る情報提供 No.18)

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当協会の事業運営にご理解・ご協力を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

当協会では、技能実習生のビルクリーニング技能検定試験（基礎級・随時3級）について、直近の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた上で、受検者、検定委員、補佐員及び事務員その他関係者の安全確保が可能であると判断される場合には、感染症対策に留意しつつ技能検定を実施する予定でございます。

しかしながら、今後、政府等により講じられる措置によっては、試験を延期・中止せざるを得ない事態も想定されますので、当協会のホームページを、適宜、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、政府では、新型コロナウイルス感染症の拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、在留資格を「特定活動（4カ月・就労可）」に変更可能とする措置を講じております。

外国人技能実習機構のホームページ <https://www.otit.go.jp/CoV2/> にまとめられていますので、不測の事態に備えてご準備いただけますよう重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

【添付資料】

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（出入国在留管理庁）
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う技能実習生の在留資格 の変更及びこれに伴う技能検定の受検の取扱いについて（厚生労働省参事官）

以上

……………【本件に関する問い合わせ先】……………

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会 事業推進部 下平智子
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里 5-12-5 ビルメンテナンス会館 5 階
TEL 03-3805-7560 FAX 03-3805-7561 t_simo@j-bma.or.jp